

お客さま各位

三条信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設および未利用口座の解約について

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、最後のお預け入れまたは払戻しから 2 年以上ご利用がなく、残高が一定金額未満の口座を「未利用口座」としてお取扱いさせていただき、お届け住所あてにご案内を差し上げたうえで、「未利用口座管理手数料」を申し受けます。

また、口座残高が本手数料以下となった場合には、口座残高全額をもって本手数料としてご負担いただいたうえで、口座を解約させていただきます。

常日頃から入出金および口座振替等のお取引のある口座は手数料の対象となることはありません。

手数料名称	未利用口座管理手数料
手数料金額	年間 1,320 円（消費税込） ※初回引落しは令和 6 年 8 月以降の予定。
対象口座 （未利用口座）	・令和 4 年 4 月 1 日以降、最後のお預け入れまたは払戻しから 2 年以上一度もお取引がない口座 ※口座には決済用普通預金、貯蓄預金、定期預金残高がない総合口座を含みます。 ※お取引には通帳記帳、該当口座に対する利息付与および本手数料の引落しは含みません。
対象外となる 場合	①残高が 10,000 円以上ある場合 ②当該口座を特約口座（入出金口座）に指定している金融取引（定期預金、国債、投資信託、保険等）がある場合。 ③当該口座を返済用口座とする借入がある場合（カードローン契約を含みます）。 ④口座の名義人が未成年の場合。
未利用口座に 関する取扱い	・未利用口座の対象となった場合は、事前に文書にてお届けのご住所にご案内を発送します。 ・ご案内発送後、一定期間ご利用または解約等のお取引がない場合、「未利用口座管理手数料」を引き落とします。
未利用口座の 解約	・未利用口座の残高が本手数料以下の場合は、口座残高全額を手数料に充当したうえで口座を自動解約致します。 ・口座残高以上のご負担および解約後のお手続きはございません。 ・ご負担いただいた本手数料の返却および解約させていただいた口座の再利用にはお応えいたしかねます。

以上